

ヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティーへの差別を禁止する法整備及び強化策を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が社会問題化している。

昨年7月、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告をした。

さらに同年8月には、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行った。最終見解では、ヘイトスピーチを規制するための措置が、抗議の表現を奪う口実になるべきではないとしながら、人種差別的ヘイトスピーチやヘイトクライムから保護する必要がある社会的弱者の権利を擁護する重要性に触れ、ヘイトスピーチの流布や憎悪の扇動を行った政治家・公人に制裁を科すことなどを政府に勧告している。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。世界が日本に注目する中、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵すヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねない。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ等への対策について、法整備及び強化策の速やかな検討を実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年12月14日

江東区議会議長 山本 香代子

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

} あて